

# 北本市公共下水道事業の現状について

1	公共下水道の現状	1
2	下水道事業審議会について	10
3	下水道事業を取り巻く環境の変化	11
4	今後の審議会について	12

# 1 公共下水道の現状

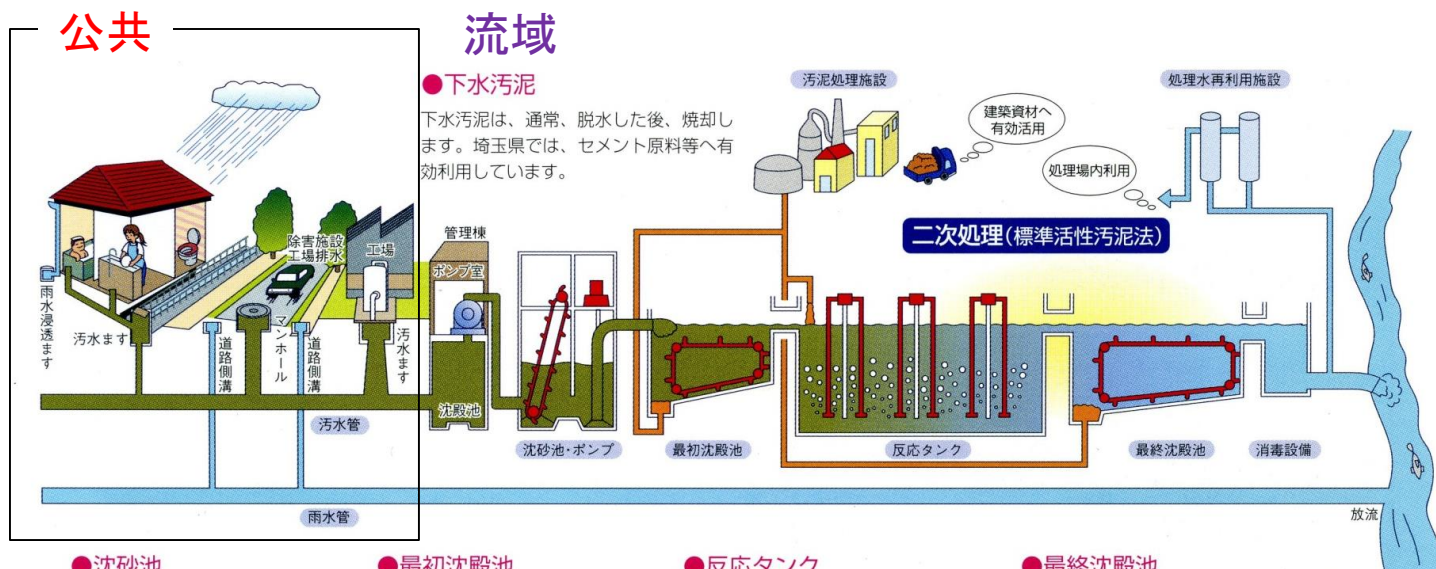
## 1-1 下水道の種類

北本市の下水道

公共下水道

流域下水道

- 市が建設・管理する下水道管や中継ポンプ場など流域下水道に接続するまでの施設
- 雨水と汚水を別々に処理する分流式
- 2つ以上の市町村の区域で下水を一括処理（終末処理場）するもの
- 北本市は荒川左岸北部流域下水道の関連都市に属する



# 1 公共下水道の現状

## 参考: 荒川左岸北部流域下水道(元荒川水循環センター)

(平成28年度)

流域関連市	整備面積 (ha)	供用区域内人口(人)	処理水量 (m <sup>3</sup> /年)
熊谷市	1,787	89,043	16,634,022
行田市	907	44,966	7,021,785
鴻巣市	1,434	91,327	11,630,563
桶川市	771	60,073	7,347,374
北本市	603	50,267	7,370,083
計	5,502	335,676	50,003,827

資料：平成28年度地方公営企業決算状況調査及び平成28年度埼玉県流域下水道維持管理事業概要

※処理水量は平成28年度の維持管理負担金実績

### 元荒川水循環センター（桶川市）



資料：元荒川水循環センターホームページ



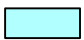




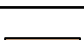
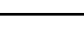
# 1 公共下水道の現状

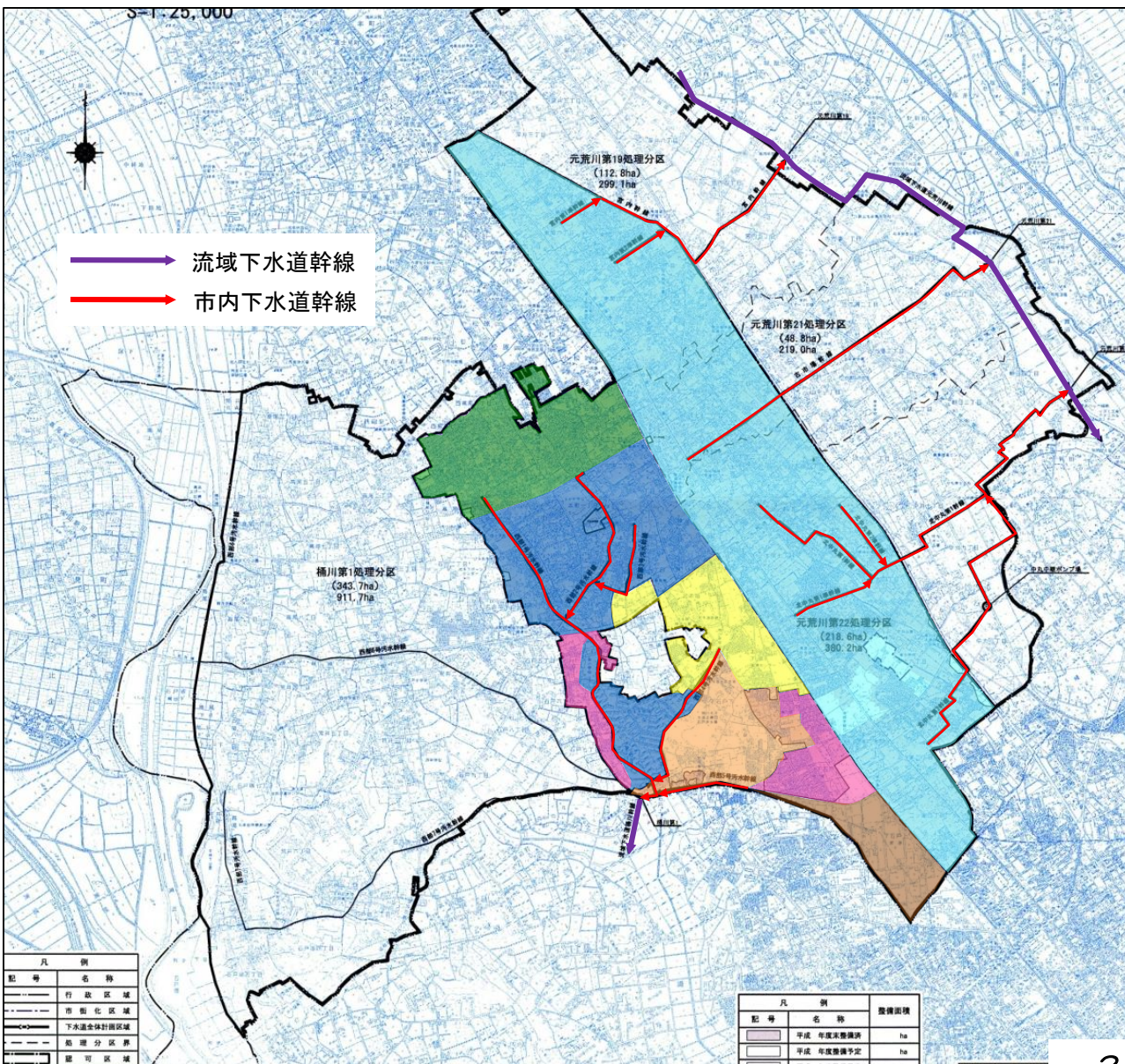
## 1-2 下水道計画の状況

○公共下水道は事業計画を定め、都道府県知事と協議のうえ、整備を行う。

○現在の事業計画面積は723.9ha

### 事業計画面積の変遷

	事業認可 年月日	事業計画面積
	S49. 8. 13	380.0ha
	S62. 1. 13	116.0ha
	H 4. 2. 7	72.0ha
	H 7. 3. 14	41.0ha
	H10. 11. 17	47.0ha
	H13. 3. 6	26.0ha
	H23. 3. 11	41.9ha

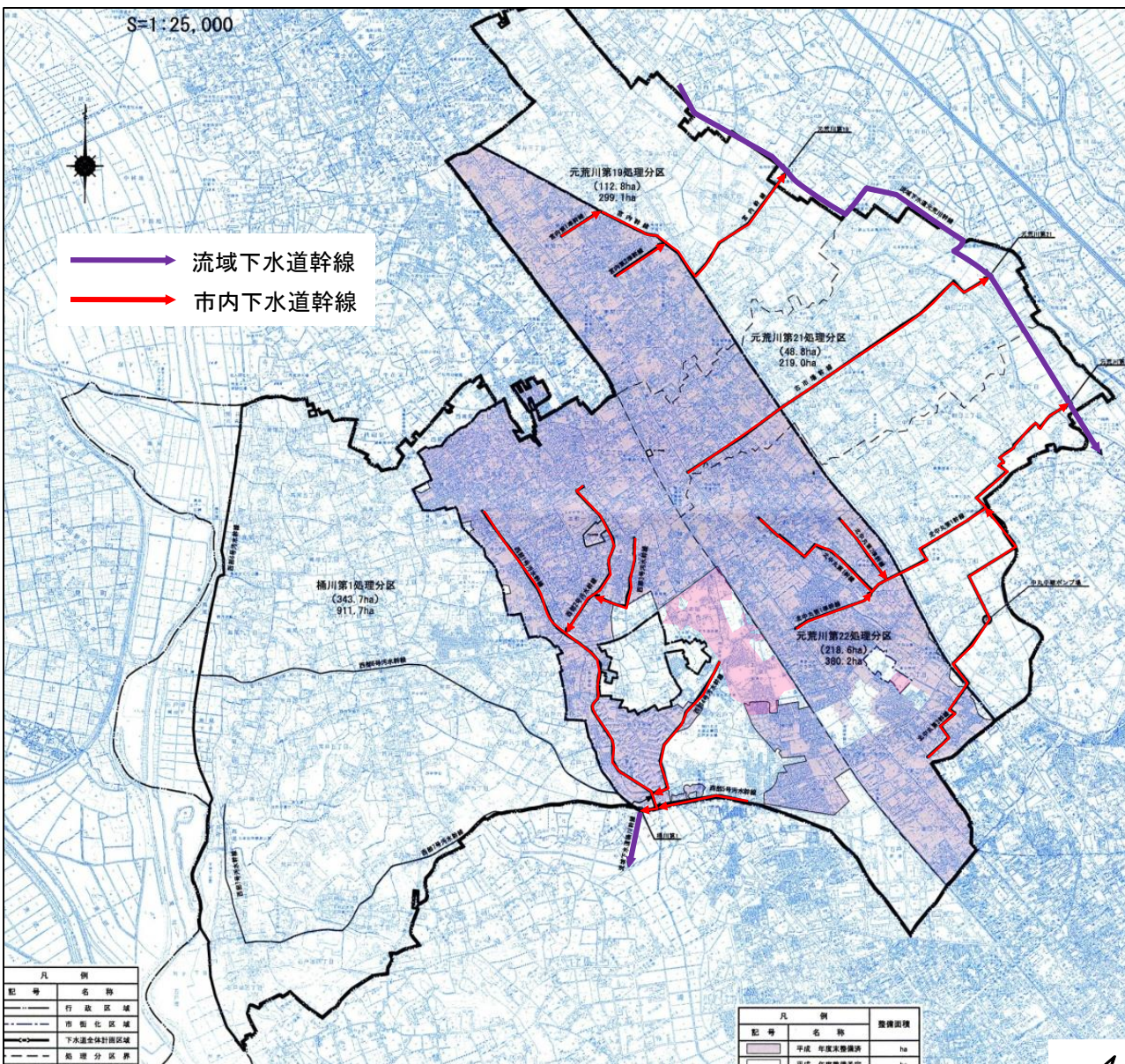




# 1 公共下水道の現状

## 1-3 整備状況

○事業計画面積 (723.9ha) に対する整備面積 (605.7ha) は83.7%  
(平成29年度末)



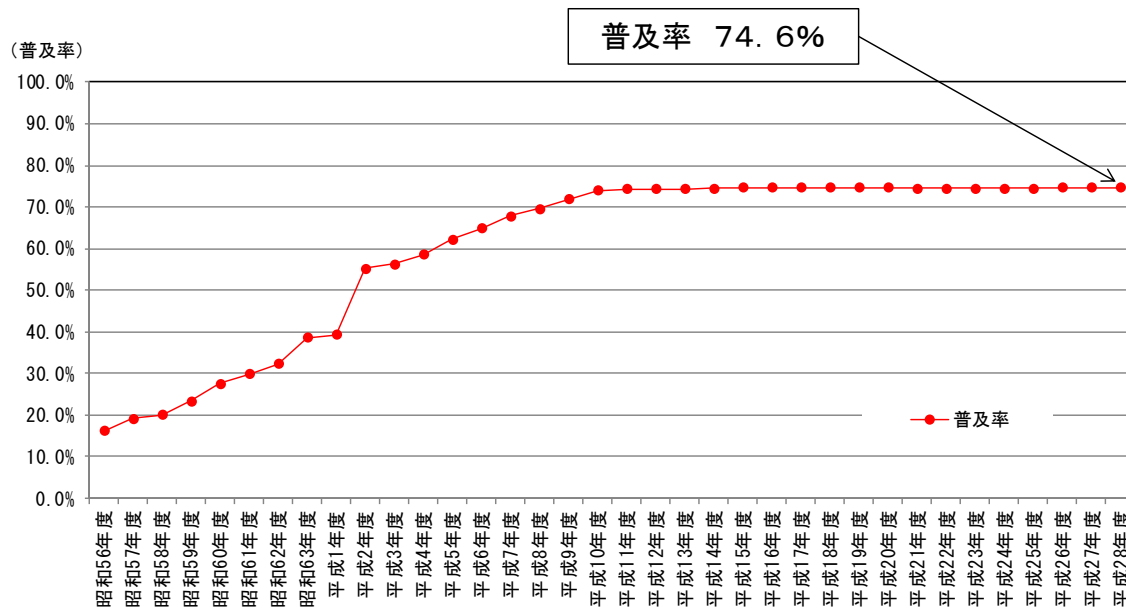
# 1 公共下水道の現状

## 1-4 普及率

○北本市の下水道普及率は74.6%（平成28年度末）

※普及率とは、市内の人口（行政人口）に対して下水道が利用できる区域内の人口（供用区域内人口）の割合を表す指標

$$\left( \frac{\text{供用区域内人口 } 50,267\text{人}}{\text{行政人口 } 67,381\text{人}} \right)$$



資料：北本市公共下水道整備状況一覧表

## 埼玉県内の市の普及率（28年度末）

順位	都市名	供用区域内人口(人)	行政人口(人)	人口普及率
1	志木市	75,222	75,597	99.5%
2	朝霞市	133,948	137,271	97.6%
3	和光市	78,616	81,151	96.9%
4	蕨市	70,655	73,800	95.7%
5	狭山市	146,045	152,730	95.6%
6	富士見市	105,115	110,650	95.0%
7	ふじみ野市	106,305	113,533	93.6%
8	所沢市	321,652	343,986	93.5%
9	新座市	153,280	165,081	92.9%
10	さいたま市	1,189,028	1,284,937	92.5%
11	草加市	228,713	247,481	92.4%
12	戸田市	123,140	137,788	89.4%
13	入間市	131,454	148,733	88.4%
14	春日部市	207,795	236,086	88.0%
15	川越市	307,312	351,863	87.3%
16	川口市	515,704	596,505	86.5%
17	越谷市	282,760	339,677	83.2%
18	吉川市	58,930	71,781	82.1%
19	上尾市	184,829	228,124	81.0%
20	桶川市	60,073	75,263	79.8%
21	三郷市	108,895	139,413	78.1%
22	鴻巣市	91,327	119,048	76.7%
23	北本市	50,267	67,381	74.6%
24	八潮市	65,288	87,527	74.6%
25	久喜市	106,285	154,016	69.0%
26	蓮田市	42,588	62,310	68.3%
27	飯能市	53,842	80,179	67.2%
28	白岡市	34,586	52,329	66.1%
29	日高市	33,174	56,497	58.7%
30	深谷市	84,128	144,425	58.3%
31	本庄市	44,844	78,781	56.9%
32	行田市	44,966	82,469	54.5%
33	秩父市	33,481	64,168	52.2%
34	加須市	55,086	113,753	48.4%
35	東松山市	41,315	89,956	45.9%
36	幸手市	23,396	52,277	44.8%
37	熊谷市	89,043	199,029	44.7%
38	羽生市	20,116	55,350	36.3%

※赤字は荒川左岸北部流域管内の団体

資料：地方公営企業決算状況調査



# 1 公共下水道の現状

## 1-5 下水道使用料

### (1) 現在の下水道使用料

○下水道使用料は、汚水排除量(通常、水道水の使用水量)に応じ、下の使用料表で計算した額に1.08を乗じた額である。

○県内55団体の下水道使用料(20m<sup>3</sup>/月)を比較すると、高額上位順で北本市は24位であり、県平均以上である。

北本市下水道使用料表(1月に付き)

種類	下水道区分(1ヶ月)		金額(円)
基本使用料	～ 8m <sup>3</sup> まで		600
超過使用料	1 m <sup>3</sup> 相当	8m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	100
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	105
		30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	110
		40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	115
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	125
		100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	135
		500m <sup>3</sup> を超えるもの	145
20m <sup>3</sup> の下水道使用料(税込)			1,944

資料：北本市公共下水道使用料条例

埼玉県内下水道使用料(税込)一覧表  
(家庭用) 20m<sup>3</sup>/月

使用料区分	順位	団体名	H28
3000円以上	1	横瀬町	3,240
	2	日高市	2,710
	3	飯能市	2,656
	4	滑川町	2,484
	4	嵐山町	2,484
	6	さいたま市	2,414
	7	神川町	2,370
	8	小川町	2,366
	9	春日部市	2,333
	10	越谷市	2,322
	11	香居町	2,268
	11	鴻巣市	2,268
	13	志木市	2,214
	14	美里町	2,160
	15	本庄市	2,127
	15	上里町	2,127
	17	上尾市	2,116
	18	吉見町	2,106
	19	白岡市	2,032
2000円以上	20	熊谷市	2,005
	21	行田市	1,998
	21	東松山市	1,998
	21	坂戸、鶴ヶ島下水道組合	1,998
	24	桶川市	1,944
	24	北本市	1,944
	24	八潮市	1,944
	24	伊奈町	1,944
	28	蓮田市	1,940
	29	加須市	1,915
県平均以上			
県平均以下			
1800円以上	30	羽生市	1,890
	30	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	1,890
	32	宮代町	1,849
	33	久喜市	1,836
	33	吉川市	1,836
	33	杉戸町	1,836
	33	松伏町	1,836
	37	草加市	1,803
	38	入間市	1,782
	39	川口市	1,678
1600円以上	40	秩父市	1,620
	40	富士見市	1,620
	42	新座市	1,609
	43	三郷市	1,566
	43	幸手市	1,566
	43	川越市	1,566
	46	三芳町	1,512
	46	川島町	1,512
	46	深谷市	1,512
	1400円以上	49	狭山市
50		ふじみ野市	1,346
51		蕨市	1,285
52		所沢市	1,277
53		和光市	1,239
54		朝霞市	1,134
55		戸田市	777

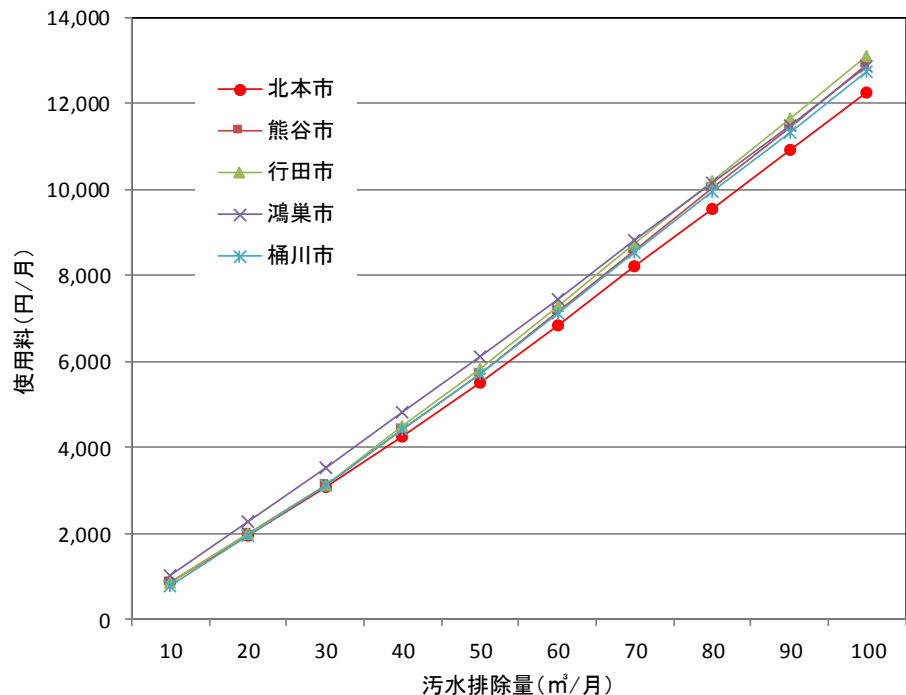
資料：地方公営企業決算状況調査

※赤字は荒川左岸北部流域管内の団体

# 1 公共下水道の現状

○荒川左岸北部流域管内における汚水排水量別下水道使用料をみると、汚水排除量が20m<sup>3</sup>/月から北本市の使用料が最も安い。

汚水排除量別下水道使用料（1月に付き）



荒川左岸北部流域管内図



汚水排除量	10m <sup>3</sup> /月	20m <sup>3</sup> /月	30m <sup>3</sup> /月	40m <sup>3</sup> /月	50m <sup>3</sup> /月	60m <sup>3</sup> /月	70m <sup>3</sup> /月	80m <sup>3</sup> /月	90m <sup>3</sup> /月	100m <sup>3</sup> /月
下水道使用料										
北本市	864円	1,944円	3,078円	4,266円	5,508円	6,858円	8,208円	9,558円	10,908円	12,258円
熊谷市	874円	2,005円	3,136円	4,421円	5,706円	7,145円	8,584円	10,023円	11,462円	12,901円
行田市	864円	1,998円	3,132円	4,482円	5,832円	7,290円	8,748円	10,206円	11,664円	13,122円
鴻巣市	1,026円	2,268円	3,510円	4,806円	6,102円	7,452円	8,802円	10,152円	11,502円	12,852円
桶川市	756円	1,944円	3,132円	4,428円	5,724円	7,128円	8,532円	9,936円	11,340円	12,744円

資料：各市条例より算出



# 1 公共下水道の現状

## (2) 下水道使用料の改定の経緯

○下水道使用料の徴収は昭和56年度から実施され、平成元年度、平成9年度は消費税による増税分の上乗せ、平成16年度と平成21年度は下水道使用料の改定が実施された。

○平成25年度に下水道使用料水準の適正化を検討したが、平成26年度の消費税による増税分の上乗せだけで改定を見送った。

### 北本市下水道使用料の変遷

汚水排出量 (1月当り)	基本 使用料	超過使用料 (1 m <sup>3</sup> 当り)							消費税	20m <sup>3</sup> の 下水道 使用料 (税込)
		10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで	200m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで	500m <sup>3</sup> を超え 1000m <sup>3</sup> まで	1000m <sup>3</sup> を超え るもの		
昭和56年度	600円	65円	70円	75円	80円	90円	100円	110円	—	1250円
平成元年度									3%	1287円
平成9年度									5%	1312円
平成16年度	600円	80円	85円	90円	95円	105円	115円	125円	5%	1470円

汚水排出量 (1月当り)	基本 使用料	超過使用料 (1 m <sup>3</sup> 当り)							消費税	20m <sup>3</sup> の 下水道 使用料 (税込)
		8m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	30m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> まで	40m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで	500m <sup>3</sup> を超え るもの		
平成21年度	600円	100円	105円	110円	115円	125円	135円	145円	5%	1890円
平成26年度									8%	1944円

# 1 公共下水道の現状

## (3) 平成25年度の検討結果

### 下水道使用料の改定に関する答申書（抜粋）

北本市下水道事業審議会の意見を取りまとめ、使用料金の改定について、右表のとおり提案する。

この提案は、下水道事業の経営の健全化を満足するものではないが、健全化に向けた第一歩となるよう希望するとともに、今後も事業経営の合理化、効率化に努め、健全化に向けた取組を推進されるよう希望する。

### 使用料金の改定について（提案）

下水道使用料体系（1ヶ月）			
汚水排除量	使用料金		
		現行	改訂案
～ 8 <sup>m</sup> まで	（基本料金）	600円	600円
9 <sup>m</sup> ～ 20 <sup>m</sup>	基本料金超過分 （1 <sup>m</sup> 当たり）	100円	120円
21 <sup>m</sup> ～ 30 <sup>m</sup>		105円	125円
31 <sup>m</sup> ～ 40 <sup>m</sup>		110円	130円
41 <sup>m</sup> ～ 50 <sup>m</sup>		115円	135円
51 <sup>m</sup> ～ 100 <sup>m</sup>		125円	145円
101 <sup>m</sup> ～ 500 <sup>m</sup>		135円	155円
501 <sup>m</sup> ～		145円	165円

+20円

### <本市公共下水道事業の今後の課題>

今後は、下水道サービスの受益者であり負担者である市民に下水道事業を進める上での最大の理解者になってもらう必要があり、日ごろから事業内容や経営状況を開示するなど、事業の透明性を高めるための取組みにも力を注ぐ必要がある。

また、適切な収入の確保はもとより、不明水流入防止に取り組むなど、支出の削減にも取り組むことを望むものである。

## 2 下水道事業審議会について

### 2-1 過去の審議会の内容

○平成20年度より審議会を開催

○審議内容は、下水道使用料の改定、受益者負担金の単位負担金額の設定等

#### 下水道事業審議会の変遷

	年度	開催回数	内容
第1期	平成20年度	6回	下水道使用料の改定について（平成21年4月より新料金適用）
	平成21年度	3回	公共下水道区域外流入（市街化調整区域）の分担金徴収について（平成22年10月より公共下水道区域外流入分担金徴収条例施行）
第2期	平成22年度	2回	認可区域拡大に伴う下水道事業受益者負担金について
	平成23年度	3回	第6整備区域の下水道事業受益者負担金について
第3期	平成25年度	6回	下水道使用料の改定について（新料金適用見送り）
第4期	平成27年度	1回	社会資本総合整備計画の事後評価について（平成22年度から平成26年度までの5年間の下水道事業の評価）



## 3 下水道事業を取り巻く環境の変化

### 3-1 国からの要請

＜公営企業・第三セクター等の経営改革について＞

○公営企業会計等の全面的な「見える化」

→重点事業（下水道事業、簡易水道事業）を中心に公営企業会計の適用を推進

（要請：平成26年8月 集中取組期間：平成27年度～平成31年度）

○公営企業の抜本的な改革（事業廃止、広域化等）の検討の推進

○経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化

（要請：平成26年8月 集中改革期間：平成28年度～平成30年度）



＜北本市の対応＞

○平成29年4月より、地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行

○平成30年2月に、『北本市公共下水道経営計画（平成26年度～平成35年度）』を見直し、新たに『北本市公共下水道事業経営戦略（平成29年度～平成43年度）』を策定

## 4 今後の審議会について

### (1) 審議事項

#### ①下水道使用料の見直し

- ・平成29年度決算（公営企業会計移行後初めての決算）を用いた下水道事業の経営面の分析
- ・下水道使用料の見直しの方向性、見直し案の検討

#### ②下水道事業受益者負担金について

- ・下石戸7丁目地域の下水道事業受益者負担金の検討

### (2) スケジュール（予定）

#### ①下水道使用料の見直し

平成30年12月～平成31年1月：第2回会議

平成31年 2月～平成31年3月：第3回会議

平成31年 5月～平成31年8月：審議の進捗状況に応じて会議を開催

#### ②下水道事業受益者負担金について

平成31年10月以降に開催